

設置基準をいかにし特別支援学校の 教室不足解消を求める請願署名

【請願趣旨】

設置基準制定の趣旨をふまえ、既存校の劣悪な教育条件の改善のために、特別支援学校新設をすすめること

全国的に特別支援学校の児童生徒の増加がすすみ、20年間で児童生徒が55,058人増で1.59倍になったのに対して、学校数は183校増で1.19倍にとどまっており、きわめて不十分です。全国で不足している教室は、2023年度の文科省「公立特別支援学校教室不足調査」結果では3359教室もあることが明らかになっています。

特別支援学校では、普通教室を確保するために、1つの教室をカーテンやついたてで仕切って2教室として使ったり、調理室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしている所が、前述の調査によると7476か所にもなります。仕切った教室はとても狭い上に、隣のクラスの授業の声や音が筒抜けで落ち着いた授業になりません。特別支援学校の子どもたちは、長年にわたって劣悪な教育条件のもとで様々な我慢を強いられています。

このような事態を生み出した原因が、特別支援学校の設置基準がないことだとして、父母・保護者・教職員・関係者が「特別支援学校にも設置基準をつくって」と声を上げ、10年余にわたる運動をし続けてきた結果、2021年9月24日に「特別支援学校設置基準」が制定されました。この設置基準制定の趣旨には「特別支援学校の教育環境を改善する」と記されており、国や自治体には特別支援学校の劣悪な教育条件を改善する責務があります。しかし、設置基準が制定されたもともとでも、既存校適用開始が明記されず、既存校への基準適用は「努力義務」となっていて、教育条件の悪化に歯止めがかかっていません。

※「努力義務」とは、設置基準の附則2にある『当分の間、なお従前の例によることができる』の部分を指します。

上記の実態をふまえ、下記の事項について実現してください。

【請願事項】

- 制定された「特別支援学校設置基準」をより実効性あるものとするために、以下の内容を規定した「設置基準」になるよう早急に見直しを図ってください。
 - 既存校の基準適用を「努力義務」にせず、設置基準への適用期限を明記すること
 - 在籍する児童・生徒数の上限を1校につき150人以下とすること
 - 通学時間の上限について、家庭から学校までを1時間以内と規定すること
 - 教諭等の数は、1学級につき2名以上とし、児童・生徒の指導にあたるものとする
 - 障害種ごとに必要な特別教室の種類や数を明記すること。普通教室は1教室あたりの面積を60㎡以上とすること
- 設置基準制定の目的である、特別支援学校の教室不足解消と教育環境の改善をただちに実現するための学校新設がすすむよう、以下のことを行ってください。
 - 自治体が学校新設を促進するために、特別支援学校設置に関わる国庫補助率を早急に3分の2に引き上げるなどの予算措置をしてください。
 - 国の教室不足解消のための「集中取組期間」を延長するとともに、各自治体が策定する「集中取組計画」が教室不足解消の実効性ある整備計画となるよう支援してください。

氏名	住所	(「同上」「//」は使わないで下さい)
	都道府県	

障害児学校のよりよい設置基準を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会

〒102-0084 千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階 TEL 03-5211-0123

(この署名は目的以外には使用しません)